

寄附金品対応要領

1 寄附金品に係る基本的考え方

1) 贈与契約書・寄附申込書等の意義と必要性

書面によらない、口頭による贈与契約は（他の契約）一般と異なり、既に履行が完了した部分を除いては、いつでも各当事者において取り消すことができる（民法第 550 条参照）。

このため寄附金品を収納できる権利を確定するためには贈与者の真意を表示した書面（贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正証書等）を徴する必要がある。後日のトラブル発生を防止するためにも必要である。なお、贈与者の真意はあくまで自由意思によるものでなければならない。

また、寄附申込書に明記された寄附の目的、指図、受領の状況等で帰属経理区分を決定する必要がある。

寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入とし、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上する。ただし、飲食物等で即日消費されるもの、社会通念上寄付金収入として扱うことが不適当なものはこの限りではない旨指導されている。（以上、「東京都指導検査基準」より）

2) 寄附金品受領の審査ポイント

社会福祉法人を巡る寄附に関する問題は、寄附金を受けるか否かの主体的判断が、寄附の申し込みがあった段階で社会福祉法人にあるという事実を見失う可能性が多いという点である。

すなわち、寄附の申し込みがそのまま寄附受入とならなければならないかのような誤解がありがちであるが、申し込みを受けた段階でその受領の是非について、受領する当法人が、その寄附目的に照らして当該寄附金品を適正かつ有効に事業供与できるか否かについて審査しなければならない。

寄附者の寄附目的が当法人の主たる業務に関連しない場合、又は当該寄附財産を当法人の主たる業務に活用できない場合に、十分な検討なく寄附財産を受け入れてしまうと、当該財産を有効活用できないだけでなくその保有に係る維持費用を要する事態も考えられ、また、有効活用できないという理由で転用又は換金することが寄附者の意志に反することになりかねないばかりか、寄附者に対する譲渡課税に発展する場合もあるなどの問題を抱えることとなる。

例えば、土地の寄附を受けるについて、当該土地の所在地、面積、形状（接道状況、高圧線下、崖地等）、用途指定（建設許可の制限等）等からして、受贈する当法人が実施する又は計画する事業に適合しない場合には、当法人は、取得についての不動産取得税の負担、登録免許税の負担、さらには有効活用できないまま保有する期間には固定資産税が課せられ、近隣に配慮した管理（防犯、草刈り、除虫等）のための費用も要することになる。

2 寄附金品の受入承認

定款細則において定めている受贈権限は以下のとおりであるので、これを遵守する。

事案	理事長	常務理事(施設長)	備考
受贈の承認・寄附に関する事	10万円以上	10万円未満	法人運営に重大な影響がある場合は理事会に付議。

3 寄附申込書の具体的な取扱い

- ① 経理規程第24条（寄附金品の受入手続）に基づき、寄附の目的を記載した寄附申込書を徴するものとする。
- ② 行事、式典等の出席に伴ういわゆる祝金は、寄附金に相当するものと考えられる場合には署名及び金額記入済みの祝袋等の保存（コピー）にて寄附申込書に替えることとし、寄附申込書を徴しないことができるものとする。
- ③ 郵送等による少額な現金書留等による寄附金品についても、上記②に準じて取扱うことができるものとする。
- ④ いわゆる募金箱等に少額な寄附金を受け入れる場合も寄附申込書を省略できる。

4 領収書の発行

- 1) 寄附者である個人又は法人の一定期間（個人は暦年、法人は事業年度）における寄附額の合計を基に、個人所得税計算における寄附金控除又は法人の寄附金損金算入限度額を算定することから、
 - ① 寄附金の受入れに際しては一件ごとの寄附金額に係らず、所定の寄附金領収書を発行するものとする。
 - ② 寄附者から、領収書不要との申し出がある場合においても、領収書は連番にて作成し、寄附者に交付すべき領収書を控えに貼付して保管するものとする。
- 2) 物品の寄贈を受けた場合には寄附物品受領書を発行するものとする。その場合の記載金額は、経理規程第32条において、時価（取得のために通常要する価額）をもって資産価値を決定する旨の定めがあり、合理的な計算根拠によって決定するものとする。
- 3) 寄附者が物品の寄附について課税所得計算上の特典として、寄附金控除又は寄附金の損金算入を望む場合に、寄附物品受領書に記載する金額の決定は容易でない。新品であれば、①定価、②売価の70%、③仕入価額、のいずれかの金額によることとなるが、中古品である場合には一段と容易でない。寄附を受け入れる当法人において、領収書ではなく、受領書を発行することをもって寄付金控除又損金算入の適用証拠資料とすること。（※一般論として問題ないことを東京国税庁に照会済）

寄附者の税務申告上の計算を確実なものとするためには、寄附物品の金額の決定について寄附者の所轄税務署と協議するよう寄附者に助言を行うことは必要である。

- 4) 金券とは、「切手、商品券、ビール券、図書券、文具券などのプリペイドカード」をいうが、金券による寄附の申出を受けた場合は、まず、現金化を要請し現金による寄附金とした上で領収書を発行することが望ましい。やむを得ず、金券のまま寄附を受けた場合には寄附金領収書ではなく、券面額を付記した別紙1「受領書(例)」その1を発行すること。
- 5) 電子化された株券による現物寄附の場合は、当法人が寄附株式を受け入れるための所定の口座がすでに特定の証券会社にある場合には当該口座に、所定の口座がない場合には新たに口座を開設して受け入れることとなる。寄附申込書には、寄附株式の銘柄及び株数を記載し、寄附の実行に当たっては、寄附者から「振替申請書」のコピーを受け取り、寄附株式が当法人の口座へ受け入れられたことを確認した後、別紙1「受領書」の(例)その2を参考に寄附株式の明細を記載して寄附者に提出する。なお、寄附者における確定申告に当たっては、所得税法第59条の適用があるが、寄附株式を受け入れる当法人が発行する受領書においてその金額(時価)を立証する義務はないので金額の記載は要件ではない。
- 6) 寄附物品を受領する当法人と寄附者の間に取引関係があり、物品の贈与が寄附者の事業上の必要から生じたものである場合には、寄附者における事業経費である広告宣伝費、見本品費、販売促進費等としての支出であり、寄附とは異なる取扱となることに留意する。
- 7) 理事長から寄附を受けた場合、寄附金を受領した後、領収書を発行する行為は債務が履行された後の事実行為であり、かつ、利害の相反する行為でもないことから、職務代理者の領収書を発行する必要はない。すなわち、理事長名での領収書の発行で問題ない。

5 寄附金受入の適否等(過去の実例をふまえて)

1) 当法人の主たる目的である業務に関連する寄附金

社会福祉法人に対する寄附金は、個人の課税所得計算上も所得控除又は税額控除が認められる特定寄附金に該当し、当法人の課税所得計算上も一般の寄附金より有利な損金算入限度額の定めがあるなど、税制上の特典は大きい。

ただし、その特典は社会福祉法人に対する寄附の目的が、社会福祉への貢献であって「当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金」(所得税法第78条)であることが必要となる。

従って、一旦当法人が受領した後、任意の団体や無認可事業所等に分配されるがごとき当法人を通過するだけの寄附に関与することは禁止行為である。他の社会福祉法人又は他の社会福祉事業へ分配されるような寄附の取扱いに関与することは避け、そのような寄附についての照会を受けた場合には都道府県共同募金会を紹介し、所定の手続きを経ること。

2) 土地、建物の受贈

土地の受贈に当たっての留意点としては、1の2)寄附金品受領の審査の項の記述どおりである。

建物の受贈に当たっても土地と同様に当該受贈建物を社会福祉事業の用に供さない場合は固定資産税の課税対象となるので、事業供与の可能性について確認した上で受け入れること。

受贈する土地、建物が社会福祉事業の用に供することが困難である場合には、寄附者において寄附予定地を換金の上寄附をいただく方法（当該換金のための譲渡に譲渡益が生ずれば所得税が課せられるため、税引き後の現金を寄附する方法。）の検討も必要となる。

また、受贈する土地、建物に抵当権等の債務が付されていないことを登記簿等で確認すること。

なお、個人からの土地・建物等の寄附は贈与（寄附）、遺贈、又は遺贈によらない相続人からの寄附のいずれであっても寄附者個人（又は被相続人）においては譲渡所得課税の問題が生じることに係る租税特別措置法第70条（相続税の非課税）、租税特別措置法第40条（譲渡所得税の非課税）適用の事案は後述のとおりである。

3) 負担付き贈与

財産の受贈と同時に一定の債務を負担するものを負担付き贈与という。例えば、住宅ローンの残債付きで住居を贈与する、事業ローンの残債付きで賃貸物件を贈与する、介護保険事業者（営利法人）の廃止に伴ういわゆる営業譲渡に類似する事業の贈与（事業の引き継ぎ）等、土地建物の財産や事業上の債権と債務が同時に移転する事例をいう。

この場合には寄附者の税務上の取扱は、免除される債務（負担させた債務）の額で、住宅、又は賃貸物件である寄附財産を譲渡したことになり、譲渡所得課税の対象となるので注意する。

なお、この場合の寄附者における寄附金控除額の基礎となる寄附金額は、当該譲渡収入の額である。

しかし、ローンの残債付き不動産の贈与と、事業上の債権債務を引き継ぐ事業の贈与では、受贈側のリスクが異なる。事業上の債権が事業上の債務を超過するか否かは、相当期間経過しなければ確定しない場合が多く、「債権債務の引受」が結果的に正味では、「債務の引受」になってしまう危険もあり得る。

従って負担付き贈与については、債権債務を相殺等何らかの方法で解消できた後にその残額を金銭で寄附を受けることが妥当である。

4) 特定の資金運用を目的とした寄附

そもそも、寄附とは、何らの反対給付を予定しない一方的な財産の提供である。寄附者は、強いて言えば、寄附の目的どおりに使用してくださいという以外に資金等の提供に対して何らの見返りを期待しないものとされているが、ここでいう目的とは法人のため又は社会福祉事業のために限定されるものであり、「〇〇債権の購入原資として」というような運用の指定のみを寄附目的とするものは社会福祉事業のための寄附とはいえない。

5) 利用者及び家族からの寄附

一律には禁止されてはいないが、寄附を受ける場合は、あくまでも寄附者の自発性に基づくものであることが十分立証され得ることが望まれる。とりわけ、死後実行さ

れる利用者からの遺贈（契約）による寄附の場合は、公正証書による場合であっても遺贈意志能力の有効性をめぐって疑義が生じる可能性もあり、相続人の有無に係らずあくまでも本人の意思を確認の下、慎重を期すべきものとする。

6) 当法人への指定寄附金制度

・寄附者が個人である場合には、

①当法人に直接寄附することも、共同募金会を通じて分配指定で寄附することも所得税計算上の違いはないが、寄附者個人の住所地の都道府県共同募金会に対して社会福祉事業のための指定寄附を行うと住民税の計算上も寄附金に係る税額控除（5000円を超えた寄附金から適用）を算定できる。

②住所地の都道府県・区市町村が、所得税の寄附金控除対象の中から新たに条例で指定した寄附金は個人都道府県民税の寄附金税額控除、区市町村民税の寄附金税額控除の対象となるので、当法人が当該対象として指定されている場合は、当該寄附金税額控除の対象となる可能性があるため、詳細は都道府県又は区市町村に照会してもらう。

・寄附者が法人である場合には、

①当法人に直接寄附することと、共同募金会を通じて分配指定で寄附することは大きな違いがある。前者の場合には一般寄付金損金算入限度額が別枠で取得できることが特典であるが、後者の場合には全額損金になる。

②従って、寄附金額及び寄附者の意向を踏まえ、都道府県共同募金会の審査を受けて、都道府県共同募金会を経由した指定寄附金制度を活用することは有効であり、必要に応じて寄附者に当該制度を紹介すること。

7) 当法人が行う義捐金支出

①社会福祉法人は社会福祉法人以外への貸付も含め資金流出が禁止されている（老発第188号、障発第1018003号）ことから、例えば災害に係る義捐金の拠出等の寄附行為となるものは、当法人としては行わないものとする。あくまで、役員及び職員等が個人として自発的に行う寄附に限られ、法人はその取りまとめを行うに留めるべきである。

②社会福祉法人以外への貸付も含めた資金流出（寄附行為）の禁止通知は介護報酬や自立支援費より用途制限が厳しい措置費や保育所運営費ではなおさらで、同一法人内においても貸付制限が通知されている。さらに、社会福祉法人以外への貸付も含め寄附は禁止されている。

③町内会会費や式典祝金支出は雑費支出が可能であり、寄附支出には当たらないと理解される。

8) 候補者等からの寄附

公職選挙法において、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）の行う寄附は禁止されている。社会福祉法人もその適用除外とはなっていないことから、当法人においても、候補者等からの金銭の供与は、同法が禁止する寄附に該当する。したがって、行事、式典等の出席に伴う候補者等からの祝金等は、固く辞退することとする。なお、公職選挙法において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約

束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう（法179条第2項）、とされている。

9) 施設整備のための借入金を償還するための寄附

施設整備に係る借入金の償還財源として理事等からの寄附金が予定されている場合は、融資申込時点で法人と寄附予定者間の書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されることは社会福祉法人の財務の安全確保の観点からも強く行政指導されている（指導監査要綱）。原則として償還計画に基づく寄附の履行を求めることを法人自らが放棄することはしないものとする。このことは、償還金贈与契約書において必ず置くこととされている「償還金贈与継承者」に対してもその履行を困難とするやむを得ない事由がない限り同様とする。

10) 施設整備の施工会社からの寄附

当法人の施設整備を行う場合、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。（指導監査要綱）

なお、共同募金会を通じた寄附金であっても特別な関係でないことの都道府県の証明書が必要とされる。

11) 職員からの寄附

平成12年3月30日、児保第12号（保育所関連通知）によると、施設設置法人への寄附を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例が速やかに解消されるよう、指導することとされているが、このような誤解が生じる余地がないようにすること。

12) 運営と密接に関連する業務を行う者からの寄附

役員・評議員への就任にあたって、法人との契約関係にある業者（会計事務所、建物管理業者、給食業者、協力医療機関など）の職員等が当たる場合には、その人数が制限されている。その当該役員、評議員からの寄附は禁じられてはいないが、継続的な高額な寄附については、その理由の明確化する。

13) 金券による寄附

金券とは、切手、商品券、ビール券、図書券、文具券などのプリペイドカードをいうが、寄附申込を受けた場合は原則として換金の上、現金の寄附を求めることとする。ただし、明らかにコメ券や図書券等のように金券使用による支出削減が見込まれるものについては金券で寄附を受け入れるものとする。ただし、この場合における寄附金の領収額は、貨幣ではないことから額面金額を直接的に記載せず、「〇〇円相当の〇〇券」とすることとする。

14) 株券による寄附

有価証券とは私法上の権利（財産権）を表章する証券であって、それによって表章される権利の移転または行使が証券の授受によってなされるもの（証券の占有を必要とするもの）をいうが、当法人が有価証券の一つである株券の現物寄附申込を受けた場合は以下の対応とする。

なお、以下、①から⑤のいずれの場合においても寄附者個人にとっては当該株式を

譲渡したものとみなした譲渡所得課税の問題が生じることについて注意する。

①基本財産として保有することとなる株式の寄附の受入

障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号連名課長通知「社会福祉法人の認可について」(最終改正平成25年3月29日)の別紙・社会福祉法人審査要領で、
・第2 法人の資産(8)の項において、社会福祉法人が株式を保有(購入)することについて制限している。

イにおいて、基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

ロにおいて、基本財産として寄附された場合に限り認められるとしている。(設立時に限らず設立後において寄附される場合を含む)

事実、上場株式を寄附され、これを寄付者の意思を尊重しつつそのまま保有し、その配当金を社会福祉事業に充てている事例も存在する。

・同第2の(9)において、基本財産として株式が寄附される場合には、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し適切な指導を行うよう求めている。

その場合においても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならないことが明記されていること、また、全株式の20%以上を保有している場合には法第59条の規定による現況報告書の提出に合わせて、当該営利企業の概要書を提出しなければならないことに注意する。

②運用財産として保有することとなる株式の寄附の受入

社会福祉法人が保有する有価証券については、「基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。」として、運用財産として保有する資金を株式に運用することを認められているので、運用財産として保有することとなる株式の寄附についても当然に認められている。ただし、前述のア後段の2分の1超の保有制限、20%以上保有の場合の概要書提出義務について同様である。

③上場株式の寄附の受入

上場株式の寄附については、寄附金領収書の記載金額は寄附を受けた日の株式の市場における時価(一般的に終値)である。寄附を受けた上場株式は毎期の配当や、市場で売却した資金を社会福祉事業に充てることで、社会福祉事業の用に供することができる。

④非上場株式の寄付の受入

非上場株式は市場がないため寄附を受けた後に換金することが難しいし、配当実績がない場合には、配当資金を社会福祉事業に充てることもないので、当法人としては株式の寄附を受ける客観的妥当性がない。逆に寄附者の相続税回避効果が期待されていないかが警戒されるので十分慎重に対応しなければならない。すなわち、寄附受け入れの際に、受贈株式を受け入れた後その株式発行会社が確実にかつ継続的に相当額の配当を可能とするか否かの判断を、当法人が自らのリスクにおいて行

う必要がある。併せて、株主権の一つである議決権行使を巡る紛争に巻き込まれる可能性についても考慮しなければならない。

⑤医療法人の出資持分の寄附

医療法人の出資持ち分を寄附したいという申し込みを当法人が受けてよいかについては、非上場株式の寄附受け入れより明確な問題点がある。なぜならば、医療法人は制度的に配当ができないこととされているため、配当資金を社会福祉事業に充てることは全く予定されないからである。したがって、そのような出資持分の寄贈を受けてはならないとする厚労省指導が存在している。

(注) 受贈した法人が当該株式を換金のために譲渡する場合には、寄附に際して寄附者個人に所得税第 59 条（みなし譲渡課税）の課税関係が処理されたものであるか、又は寄附に際して租税特別措置法第 40 条の（みなし譲渡課税の適用除外）適用を受けたものであるかによって重大な問題に発展するので十分留意されたい。租税特別措置法第 40 条の規定を寄附者において、適用せず、所得税法第 78 条第 2 項第 3 号の寄附金控除を適用する場合は当該株を即座に売却するという事は差し支えない。寄附者にどちらかを照会の上対応が異なる。一般に株取得後利益が多い場合は 40 条適用を節税として活用するようである。後者の場合は、受贈した法人が当該株式を売却換金することで租税特別措置法第 40 条が遡って不適用となり、寄附者における譲渡所得課税の更正事由となる場合があることに留意する。

6 当法人に対する寄附に係る税務上の取扱いについて

当法人が土地、建物、株式等の資産の現物寄附を受け入れた場合に、寄附者が受けられる税務上の恩典について整理しておく必要がある。

生前の贈与であれ、遺言による遺贈であれ、受贈する当法人側には課税関係が生じないため、税務上の問題は寄附者にかかわるもののみであり、税務上の問題は寄附者にとっての相続税と所得税の 2 面にかかわるものである。

したがって以下の整理については、寄附者の相続税にかかる部分と所得税（譲渡所得税）にかかる部分の 2 面について確認する必要がある。

①遺言により当法人に贈与された（遺贈）場合

遺贈の場合においては、当法人へ遺贈された財産は、相続税課税の対象としないことから相続税の埒外となるのであるが、当法人に贈与または遺贈した寄附者個人には、所得税法第 59 条により当該寄附を譲渡とみなして譲渡所得課税がなされることに注意しなければならない。

しかし、当該寄付財産（土地、建物）が社会福祉事業の用に供されるものである場合には、租税特別措置法第 40 条（譲渡所得に課せられる所得税の非課税）の適用によって非課税とする承認申請制度が設けられている。

ただし、当該非課税規定（租税特別措置法第 40 条第 1 項後段）の承認要件の一つとして、贈与又は遺贈に係る財産が、贈与又は遺贈があった日以後 2 年以内に当該贈与又は遺贈を受けた当法人の公益事業（社会福祉事業）の用に供されること、又は供

される見込みであることが必要とされていることに十分注意しなければならない。

国税庁長官の承認は、

- ・当該物件が2年以内に社会福祉事業の用に供されること、
- ・役員構成や議決事項についての当法人の規定が、同族的でなく、寄附者及び寄附者の親族等に特別の税益が生じるおそれのないものであること等を審査して決定される。

承認後において、承認に係わる事項が遵守されない場合には承認が取り消される場合がある。ただし、その期間については、例えば、受贈法人が寄附を受けた土地の上に建物を建設し、その建物を公益目的事業の用に直接供する場合において、その建物の建設に要する期間が通常2年を超えるときなど、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附財産を受贈法人の公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情があると認められるときは、国税庁長官が認める日までの期間となる（措令25条の17④。平成20年12月1日改正）。

また、2年以内に公益事業（社会福祉事業）の用に供した以後も継続して社会福祉事業の用に供する必要がある、公益事業（社会福祉事業）以外に転用すること又は転売することは認められず、その要件を欠くこととなった場合には、遡って当該寄附についての譲渡所得課税がなされることも合わせて留意されたい。

なお、土地及び建物の贈与又は遺贈を非課税とするためには、当該建物を直接社会福祉事業の用に供することが譲渡所得非課税の要件であることから、受贈した建物を賃貸の用に供し、当該賃貸に係る収入を社会福祉事業に充てることでは非課税要件を満たすことにならないので注意する。

② 相続人の合意により申告期限までに当法人に寄附した場合

わが国においては遺言を作成する慣習が定着していないことから、前述の①のように被相続人の遺言がある事例は多くない。

しかし、相続人らが被相続人の生前の言動等から判断して、相続税の申告期限までに、相続財産を当法人に贈与した場合には、租税特別措置法第70条の規定の適用により当該寄附財産には相続税を課税対象としないことができる。

しかしその一方で、当該寄附が、被相続人にとって譲渡とみなされることは前述の①と同様であるため、寄附を譲渡とみなして譲渡所得課税がなされることとなる。

ただし、前述の①と同様に租税特別措置法第40条の規定を適用することができれば、寄附者の譲渡所得税を非課税とすることができる。

そのためには、当該寄附財産を直接的に社会福祉事業の用に供することが求められていることも同様である。例えば、株式の寄附の場合においては、当該株式が、株式のまま社会福祉事業の用に供することが必要とされているので、当該株式が過去において継続的な配当実績があり、なおかつ、贈与後も配当を続ける必要があるという点に注意する。

なお、遺贈による寄附を現金で受ける場合においては、寄附者はキャピタルゲインはないので措置法第40条は関与する必要がない。

(参考)

租税特別措置法第40条とは、みなし譲渡課税の特例として、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、みなし課税の適用について、その財産の遺贈がなかったものとみなされ、その譲渡所得（土地や建物をはじめとする資産を譲渡する場合、その資産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益）に係る所得税は非課税とされる制度。（現金で寄附をうける場合には、キャピタルゲインはないので措置法第40条は関与する必要がありません。）

(参考)

租税特別措置法第70条とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法の規定により、社会福祉に貢献（社会福祉法人に贈与）した場合には、一定の手続きにより当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないとされる制度。

7 その他

1) 当法人における寄附募集の制限

社会福祉法第122条には、受配者の寄附金募集の禁止として「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。」と規定している。また、同73条には、寄附金の募集について、「社会福祉事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、都道府県知事に対し、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。」が規定されている。すなわち、第73条に基づき寄附金の募集を行おうとする場合は、第122条に抵触しないために、必要な期間、共同募金配分金を辞退することが必要となる。なお、寄附金が募集の際の用途に即して使用されていることが求められることは当然である。公道を使用し、かつ、不特定多数に呼びかける場合は警察署に届け出る必要があり、そうでない場合は申請する事態にならないと思われるが、入念的に所管（東京都では東京都生活文化局）に照会する必要がある。

2) 寄附者および寄附金額の公表と募集行為

上記1)に関連して、当法人の機関誌に寄附者・寄附金額を掲載することは、特定少数者への広報活動と位置付けられ、寄附金の募集行為には該当しないと思料される。

3) 匿名による寄附

寄附者から「匿名にしてほしい」旨表明されることがある。寄附を受け入れる社会福祉法人は匿名であるか、募金箱に入れてくださるか基本的には問題にされない。ただし、金額の重要性を考慮して当法人として受け入れるかどうかを事前に検討しなければならない。宛先不明の寄附金領収書を発行することは当法人側の責任を考えるとこれは行うことはできない。寄附金控除を受けようと思うのであれば自分宛の寄附金領収書が必要なわけであって、寄附先の当法人に何も知られたくなければ、密かに

募金箱への寄付であり、寄附金控除も期待しない。寄附者が個人であれ、法人であれ領収書がほしいということは、通常宛先を書くことになる。「匿名にしてほしい」の意思表示は諸般の事情で一切公表しない事を約束してほしいということの話と受け止めることで問題ない。

- 附則
- 1) この要領は平成29年9月1日より施行する。
 - 2) この要領は、施設長会で改版できるものとする。

別紙 1

(金券又は株券による寄附に対して発行)

受 領 書 (例)

平成 年 月 日

〇〇株式会社取締役社長 〇〇 様

(その1) 全国百貨店共通商品券 30万円相当分
(1,000円券10枚を30セット)

(その2) 〇〇発行 株面番号〇〇

※ただし、本社会福祉法人が行う社会福祉事業のための寄附として

法人名 社会福祉法人 露の会
主たる事務所の所在地 八王子市元八王子町二丁目1839-2
理事長 岩澤 六夫

※本法人は、社会福祉法人ですので本寄附は所得税法第78条第2項第3号の寄附金控除又は法人税法第37条第1項、法人税法第37条第4項該当の損金算入対象となり、当該受領書はその証拠資料となりますので保管してください。

※本法人は、社会福祉法人ですので印紙税法第2条別表第1の番号17(営業に関しない受取書該当)に該当しますので印紙税非課税文書です。

(注)

金券とは、貨幣や補助貨幣ではないものの、貨幣に準じる形で流通している有価証券の別称で切手、商品券、ビール券、図書券、文具券などのプリペイドカードをいうが、金券による寄附の申出を受けた場合は、まず、現金化を要請し現金による寄附に対しては、領収書を発行します。現金によらず金券による寄附に対しては購入時又は転売時における金額が確定しないことから領収書に額面金額を記載することができず、結果、「領収書」は発行できないため、上記「受領書」(例)その1を発行することになります。また、株券による現物寄附の場合はその2を発行することになります。寄付者における確定申告に当たっては、所得税法第59条の適用があるが、寄附株式を受け入れる社会福祉法人が発行する受領書においてその金額(時価)を立証する義務はないので金額の記載は要件でない。上記受領書添付で、確定申告により時価による損金算入又は寄付金控除の適用が可能です。なお、寄附を受け入れる社会福祉法人側において、領収書ではなく、受領書を発行することをもって寄付金控除又損金算入の適用証拠資料とすることは、一般論として問題ないことを東京国税庁に照会済。

別紙 2

寄 附 申 込 書

社会福祉法人 露の会
理事長 岩澤 六夫 様

金 額 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

ただし、この寄附金は

- 1 法人のために使用してください。
- 2 施設のために使用してください。(施設名 _____)
- 3 下記の目的で使用してください。
(_____)
- 4 法人に一任します。

_____年 _____月 _____日

住 所 (所在地)

氏 名
(法人・代表者)

理事 認 印	施 設 長	担 当 者	経 過 ・ 対 応
受領日付 (領収書 No. _____)	月 _____ 日 _____		

領 収 書

(住所)

_____様

No. _____

年 月 日

¥ _____

※ただし、本法人（施設）が行う社会福祉事業のための寄附金として

法人名 社会福祉法人 露の会

施設名

主たる事務所の所在地 八王子市元八王子町二丁目 1 8 3 9 - 2

理事長名 岩澤 六夫 印

※ 本法人は、社会福祉法人ですので本寄附は所得税法第 78 条第 2 項第 3 号の寄附金控除又は法人税法第 37 条第 1 項、法人税法第 37 条第 4 項該当の損金算入対象となり、当該領収書はその証拠資料となりますので保管してください。

※ 本法人に対する寄附金は、東京都の条例指定対象寄附金です。したがって、本法人に寄附を行った翌年の 1 月 1 日現在で都内にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ本領収書を添付し申告することにより、所得税の寄附金控除及び個人都民税の寄附金税額控除の双方の適用が受けられます。

さらに、本法人に対する寄附金は、八王子市の条例指定対象寄附金ですので、本法人に寄附を行った翌年の 1 月 1 日現在に八王子市にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ本領収書を添付し申告することにより、前記に加えて八王子市民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。なお、東京都及び区市町村から提出の要請があった場合は寄付者の住所・氏名・寄附金額等を通知する場合がありますので予めご承知ください。

※ 本法人は、社会福祉法人ですので印紙税法第 2 条別表第 1 の番号 17（営業に関しない受取書該当）に該当しますので印紙税非課税文書です。

別紙 3 - 2

＜個人による寄附についての税制説明資料その2－税額控除対象社会福祉法人用＞

(備考)

- 1 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の寄附金控除が受けられます
(所得税法第78条第2項第3号該当)。

個人都民税控除額

〔寄附金額(注2) - 2,000円〕 × (40%) に相当する額

仮に、その年分の所得が800万円の人で30万円を社会福祉法人に寄附した人は119,200円の税額控除が受けられます。

注1 社会福祉法人に対する寄附金は所得税法上、寄附金控除の対象となる特定寄附金に該当します。

- 2 本法人に対する寄附金は東京都の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定されています。ただし、個人都民税からの税額控除については本法人に寄附を行った翌年の1月1日現在に東京都内にお住まいの方に限られます。個人都民税額から次の額が控除されます。

個人都民税控除額

〔寄附金額(注2) - 5,000円〕 × (4%) に相当する額

注2 その年中に支出した寄附金の額の合計額とその年中の合計所得金額(総所得金額、退職金額、山林所得金額の合計額)の30%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額

13 本法人に対する寄附金は八王子市の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定されています。

ただし、八王子市民税からの税額控除については本法人に寄附を行った翌年の1月1日現在に八王子市内にお住まいの方に限られます。個人八王子市民税額から次の額が控除されます。

八王子市民税 〔寄附金額 - 5,000円〕 × (6%) に相当する額

＜例＞ 100,000円寄附した場合

①個人都民税額から控除される金額

(寄附金100,000円 - 適用下限額5,000円) × 控除率4% = 3,800円

②八王子市民税額から控除される金額

(寄附金100,000円 - 適用下限額5,000円) × 控除率6% = 5,700円

- 4 確定申告書の記載に際しては、所得税に係る寄附金控除欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄中の「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」欄へ寄附金額の記入を漏れなく行ってください。

5 上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

- 6 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。

別紙 4 - 1

(以下は、寄附を受ける社会福祉法人の所在地の都道府県と異なる都道府県に住所を有する寄附者あての領収書例です。住民税税額控除の記載内容を前記と変えています。)

領 収 書

No. _____

(住所)

年 月 日

_____ 様

¥ _____

※ただし、本法人（施設）が行う社会福祉事業のための寄附金として

法人名 社会福祉法人 露の会

施設名

主たる事務所の所在地 八王子市元八王子町二丁目 1 8 3 9 - 2

理事長名 岩澤 六夫 印

※ 本法人は、社会福祉法人ですので本寄附は所得税法第 78 条第 2 項第 3 号の寄附金控除又は法人税法第 37 条第 1 項、法人税法第 37 条第 4 項該当の損金算入対象となり、当該領収書はその証拠資料となりますので保管してください。

※ 本法人は、社会福祉法人ですので印紙税法第 2 条別表第 1 の番号 17（営業に関しない受取書該当）に該当しますので印紙税非課税文書です。

別紙 4 - 2

＜寄附を受け入れる社会福祉法人所在する都道府県と寄附者（個人）の所在する都道府県が異なる場合による寄附についての税制説明資料＞

（備考）

- 1 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の寄附金控除（所得控除）が受けられます（所得税法第78条第2項第3号該当）。

その年中に支出した特定寄附金（注1）の額の合計額とその
年中の合計所得金額（総所得金額、退職金額、山林所得金額
の合計額）の40%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額

- 2,000円

仮に、その年分の所得が800万円の人で30万円を社会福祉法人に寄附した人は29万8千円の寄附金控除が受けられます。

注1 社会福祉法人に対する寄附金は所得税法上、寄附金控除の対象となる特定寄附金に該当します。

- 2 確定申告書の記載に際しては、所得税に係る寄附金控除欄へ寄附金額の記入を漏れなく行ってください。
- 3 上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。
- 4 平成20年度の地方税法改正により、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、お住まいの都道府県・市町村の条例で指定されたものについて、個人住民税の寄附金控除（税額控除）が適用できることとなりましたが、寄附者住所地の都道府県と寄附先の社会福祉法人の所在の都道府県が異なる場合は個人住民税の寄附金控除は非該当となる場合がほとんどです。なお、該当する場合は、確定申告書を所轄の税務署へ本領収書を添付し申告することにより、所得税の寄附金控除及び個人道府県民税の寄附金税額控除の双方の適用が受けられます。
- 5 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。